

定 款

みずほリース株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 （商 号）

当社は、みずほリース株式会社と称する。

その英文名は、Mizuho Leasing Company, Limited と表示する。

第 2 条 （目 的）

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- （１）産業用、工作用、建設土木用、輸送用、通信用、事務用、医療用、商業用等に供される機械、器具および設備等の賃貸借ならびに売買
- （２）著作権、特許権、意匠権、実用新案権等の無体財産権の賃貸借および売買
- （３）不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
- （４）金融業務
- （５）生命保険の募集に関する業務
- （６）損害保険代理業
- （７）第二種金融商品取引業
- （８）金融商品仲介業
- （９）集金代行業務
- （１０）各種情報処理・提供サービス
- （１１）前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条 （本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 （機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （１）取締役会
- （２）監査役
- （３）監査役会
- （４）会計監査人

第 5 条 （公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、7 億3,200万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は7 億株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は3,200万株とする。

第 7 条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、普通株式およびA種種類株式のそれぞれにつき100株とする。

第 8 条 （単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 1 1 条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 A 種種類株式

第 1 1 条の 2 （議決権）

A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

第 1 1 条の 3 （剰余金の配当）

当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株主または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下、「A 種種類株主等」という。）に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に普通株式対価取得比率（第 1 1 条の 5 第 2 項に定める意味を有する。以下、同様とする。）を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による剰余金の配当を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの配当金に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

第 1 1 条の 4 （残余財産の分配）

当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産の分配額に普通株式対価取得比率を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による残余財産の分配を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの残余財産の分配額に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

第11条の5（普通株式を対価とする取得請求権）

A種種類株主は、2026年7月1日以降いつでも、当会社に対して、A種種類株式1株に普通株式対価取得比率を乗じた数（ただし、各A種種類株主に交付する普通株式の総数に1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。）の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。ただし、本条第3項および第4項に定める制限に服する。

2 普通株式対価取得比率は、当初、1とする。ただし、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主およびA種種類株式の登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式対価取得比率、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、普通株式対価取得比率の調整を適切に行うものとする。

（1）合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。

（2）その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。

3 第1項の定めにかかわらず、米国1956年銀行持株会社法（Bank Holding Company Act of 1956）（12 U.S.C. § 1841）（その後の改正を含み、以下「BHC法」という。）の適用を受けるA種種類株主（以下「BHC株主」という。）は、当会社による新株発行等（当会社によるBHC株主およびその関係会社（affiliate）（BHC法に定める意味を有する。以下同じ。）以外の第三者に対する第三者割当による議決権付き株式の発行ならびに第2項に基づき普通株式対価取得比率の調整が必要となる事由の発生を含み、以下「希薄化事由」という。）により、（i）BHC株主およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式の総数の、当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数（ただし、当会社が保有する議決権付き株式の数を除く。）に対する割合または（ii）BHC株主およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式に係る議決権の総数の、当会社の議決権総数に対する割合のう

ち、いずれか大きい方の割合（以下「保有割合」という。）の低下が生じた場合にのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。希薄化事由が生じた場合、BHC株主は、普通株式対価請求後におけるBHC株主およびその関係会社（affiliate）の保有割合が、当該希薄化事由が生じる直前のBHC株主およびその関係会社（affiliate）の保有割合を超えない範囲内でのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。

- 4 第1項の定めにかかわらず、以下に定める特定譲受人は、その有するA種種類株式について、普通株式対価取得請求を行使することができない。本項において「特定譲受人」とは、A種種類株式（ただし、過去に以下の(1)から(3)のいずれかの方法による譲渡がなされたA種種類株式を除く。）の譲受人をいう。

(1) 広く公に行ったA種種類株式の売出し

(2) いずれの譲受人についても、譲り受けるA種種類株式（当該譲受人と共同してA種種類株式を譲り受ける第三者がいる場合、当該第三者が譲り受けるA種種類株式を含む。）に係る普通株式対価取得請求の行使により普通株式を取得したと仮定した場合において、(i) 当該譲受人およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式の総数の、当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数（ただし、当会社が保有する議決権付き株式の数を除く。）に対する割合または(ii) 当該譲受人およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式に係る議決権の総数の、当会社の議決権総数に対する割合が2%以上とならない譲渡

(3) A種種類株式を譲り受けるより前に当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数（ただし、当会社が保有する議決権付き株式の数を除く。）の過半数を有する者に対する譲渡

- 5 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

第11条の6（株式の分割または併合等）

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。

- 2 当社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）無償割当て（会社法第277条に定める新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）を行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株

式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で行うものとする。

- 3 当社は、会社法第202条または第241条に基づき株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で与える。

第3章 株 主 総 会

第12条 （招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 （定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条の2 （種類株主総会）

種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会について準用する。
- 4 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
- 5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 （員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第19条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 （任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第23条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第24条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条 （員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第29条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 （任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第33条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 （監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 （剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第38条 （中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第39条 （配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息を付けない。

以 上

昭和44年11月6日 認証
昭和50年5月22日 改正
昭和51年6月23日 改正
昭和54年6月22日 改正
昭和55年6月24日 改正
昭和56年6月24日 改正
昭和56年11月10日 改正
昭和57年6月23日 改正
昭和59年6月29日 改正
平成6年6月28日 改正
平成10年9月21日 改正
平成11年6月24日 改正
平成12年6月27日 改正
平成14年6月25日 改正
平成15年6月25日 改正
平成16年3月24日 改正
平成16年6月25日 改正
平成17年6月29日 改正
平成18年6月27日 改正
平成19年6月26日 改正
平成20年6月25日 改正
平成21年6月24日 改正
平成23年6月23日 改正
令和元年10月1日 改正
令和2年6月24日 改正
令和3年6月24日 改正
令和4年6月24日 改正
令和6年4月1日 改正
令和8年6月23日 改正